

○玉城町総合計画審議会条例

平成17年3月16日

条例第1号

改正 平成19年3月15日条例第4号

平成27年3月20日条例第7号

平成30年9月20日条例第22号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として玉城町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合計画に関する事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、学識経験者及び町長が必要であると認める者から町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、総合計画決定の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる審議会は、町長が招集する。

附 則(平成19年条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第7号)抄

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第22号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

○玉城町地方創生会議設置要綱

平成27年8月5日

告示第75号

改正 平成28年11月1日告示第118号

平成30年9月28日告示第100号

(設置)

第1条 玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を効果的かつ効率的に計画し、推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、玉城町地方創生会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 玉城町人口ビジョン策定に係る検討に関すること。
- (2) 総合戦略策定に係る検討に関すること。
- (3) 総合戦略策定に掲げる施策の成果の検証に関すること。
- (4) その他会議の設置の目的を達成するための必要な事項

(委員の委嘱)

第3条 会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) その他町長が必要があると認める者

2 委員の数は、12人以内とする。

3 委員の任期は、委嘱した日から当該日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(議長)

第4条 会議には議長を置き、町長が務める。

2 議長は、会議を総理する。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬等)

第6条 町は、会議の委員に対し、報酬及び旅費を支給することができる。

2 会議の委員以外の者が、会議に出席した場合は、報酬及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

附 則(平成28年告示第118号)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第100号)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。